令和3年10月29日召集

令和3年度10月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

## 新潟市南区農業委員会 令和3年度10月定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年10月29日(金)午後1時30分から午後2時10分
- 2. 開催場所 南区役所味方出張所 3階会議室
- 3. 出席委員(18人)

会 長 (議長) 4番 原 平 一

委員 1番 野内 健一 2番 羽入 一則

3番 伊勢亀 裕二 5番 塩原 信子

6番 知 野 勉 7番 堤 一 郎

8番 小 林 裕 9番 平 原 大 悟

10番 帯瀬 和幸 11番 曽山 茂

12番 伊藤 隆

14番 髙橋 潤一 15番 阿部 信哉

16番 齋藤 雅美智 17番 野澤 秀子

18番 田村 常一 19番 清水 昭

- 4. 欠席委員(1人) 13番 阿部 源一郎
- 5. 議事日程
  - 第1 開 会
  - 第2 議事録署名委員選出
  - 第3 議 事

議案 第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第41号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案 第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

## 追加議案

議案 第43号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案) について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢昌己

事務局次長 滝 沢 秀 樹

農地係長 岡田明

農政振興係長 和田友宏

## 7. 会議の概要

事務局長

定刻になりましたので、これより始めさせていただきます。13番 阿部委員から欠席の連絡が来ております。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。

会 長

<あいさつ>

議長

ただ今から、10月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声ですので、12番 伊藤委員、14番 髙橋委員を指名いたします。

それでは、議事に沿って進めます。はじめに、議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。資料2-1、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。今回は新規の案件が利用権設定4件、売買2件、合計6件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2-1、①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和3年10月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区、所有権移転、売買1件、田、8,249㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間10年、件数4件、田、25,493㎡です。次に、月潟地区、所有権移転、売買1件、畑、2,765㎡です。一枚めくっていただいて、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間10年が4件、田で25,493㎡、所有権移転が売買2件、田畑合計で11,014㎡、農地異動の合計は6件、36,507㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。新規の利用権設定については1ページの1号から4号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期、終期の期間が記載されています。

次に、所有権移転の売買については2ページの1号、2号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。なお、申請案件1号は、所有者が死亡したことにより8月定例総会で集積計画の取消しを行った案件について、相続が完了したことを受け改めて手続きがなされたものです。

次に、利用権の移転についてです。3ページをご覧ください。利用権の移転3件、筆数16筆、面積合計47,083㎡です。利用権を移転する農用地の地番、地目、面積、利用権の移転を受ける者、移転する者、所有権等を有する者、移転する利用権の内容、被移転人の経営内容、移転人の経営面積について記載しています。移転する利用権欄には権利、利用権の種類、利用権の内容、移転する利用権の開始期、終期、借賃、支払い方法が記載されています。

続いて、資料2-2、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただいて、令和3年10月の利用権促進事業、農地中間管理事業地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数2件、田、236,604㎡、畑、263㎡、面積合計で236,867㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数2件、田、40,071㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数3件、田、18,568㎡です。農地異動の合計は、件数27件、面積合計で295,506㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページ、6ページの1号から27号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。なお、申請案件1号から6号については、構成員等になっている農業法人に貸付を行うため、賃料を要しないとのことから、賃借料の欄が空欄となっております。以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。これよりご質問、ご意見をお受けしますが、ご発言に際しまして、挙手の上、議席番号とお名前を言ってから、ご発言いただくようお願いいたします。 それでは、ただいまの議案第40号の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

10番 帶瀬委員 10番 帶瀬です。農地中間管理事業で譲受人の経営面積が167aや、493aに変わっているが、どういうことか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

農地所有者から中間管機構が借り受け、そこから転貸する形となるため、事務処理のタイミングが重なった場合などに一時的に面積が変化することが考えられます。

10番	中間管機構が抱えている農地があるということでしょうか。
事務局	面積の変化の詳細については調べなくてはわかりません。次回までに確認して報告させていた だきます。
議 長	<b>帶瀬委員、よろしいでしょうか。</b>
10番帶瀬委員	はい。
議長	その他、ご質問、ご意見はありませんか。
9番 平原委員	9番 平原です。中間管理機構を通じて法人に貸し出すため賃料が0円だが手数料はどうなるのでしょうか。
事務局	賃料0円の場合、手数料はありません。地域集積等で、自己所有地を一旦中間管理機構に貸し付けたうえで、自分が耕作している場合と同様です。
議長	平原委員、よろしいでしょうか。
9番平原委員	はい。
議長	その他、ご質問、ご意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	ご質問、ご意見がありませんので、議案第40号についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしの声ですので、議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のと おり承認と決定いたします。

次に、議案第41号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第42号 農地 法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第43号 農地法第3条許可申請に関す る意見決定について、一括して提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料1、議案書1ページをご覧ください。

議案第41号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地 区1件でございます。

白根地区1号の申請地は、南区松橋の畑1筆で転用目的が農作業場及び農用機械等格納施設の 敷地です。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、1ページ2ページ に記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1 種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、議案書2ページをご覧ください。議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分 決定について、ご説明いたします。味方地区2件でございます。

味方地区1号の申請地は、南区西白根の畑1筆で転用目的が露天駐車場及び宅地内通路敷地です。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、3ページ4ページに記載のとおり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域に存する農地として、第3種農地に分類され、許可相当と判断しております。

味方地区2号の申請地は、南区味方の畑1筆で転用目的が建売住宅建築敷地です。2号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、5ページ6ページに記載のとおり、集落内の10ヘクタール未満の小集団農地として、第2種農地に分類され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、許可相当と判断しております。

続きまして、3ページをご覧ください。追加議案第43号 農地法第3条許可申請に関する意 見決定について、ご説明いたします。白根地区1件でございます。

白根地区1号は、売買により所有権を移転するものです。白根地区1号は、当日配布資料の7ページの農地法第3条調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

なお、議案第41号、議案第42号、追加議案第43号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長

つづきまして、調査委員会の調査結果について、第1調査委員長の5番 塩原委員から報告を お願いいたします。

第3調査委員長

去る、10月26日 午後2時から、第1調査委員会を開催しましたので、ご報告いたします。 調査委員会に付託された案件は、農地法第4条許可申請が1件、農地法第5条許可申請が2件、 農地法第3条許可申請が1件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第4条許可申請の1号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、松橋の畑1筆 面積は328㎡になります。転用目的は、農作業場及び農用機械等格納施設の敷地です。申請者は、新潟県が施工する中ノロ川河川改修工事に自宅と作業場がかかり、立ち退きを余儀なくされました。従来から使用していた農作業場が使えなくなったことと、農用機械の格納施設も必要になったことから、自己所有の農地に当該施設を建築するため申請しました。4条許可申請1号の申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、関係機関とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、資料1の議案書2ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、西白根の畑1筆 面積は270㎡になります。転用目的は、露天駐車場及び宅地内通路敷地で、契約内容は売買による所有権の移転です。転用者は、自家用車及び来客用の駐車場、自宅へつながる通路にするため、申請しました。5条許可申請1号の申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域に存する農地であることから、第3種農地に分類され、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の2号です。転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、味 方の畑1筆 面積は193㎡になります。転用目的は、建売住宅建築敷地で、契約内容は売買に よる所有権の移転です。転用者は、中央区にて不動産業を営んでいますが、申請地を購入し建売 住宅を建築し、販売するため申請しました。5条許可申請2号の申請地は、集落内の10~クタ 一ル未満の小集団農地であることから、第2種農地に分類され、住宅、その他申請に係る土地の 周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置さ れるものに該当し、関係機関とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、 許可後に工事を行うよう指導しました

続いて、3ページの追加議案、農地法第3条許可申請の1号です。申請地は、松橋の田1筆、畑3筆の計4筆で 面積は1,192㎡です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲渡人が耕作できないため、譲受人が経営規模の拡大を図るためとのことです。なお、1号は、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。

以上で、第1調査委員会の報告を終わります。

議 長 事務局からの説明と調査委員長の報告が終わりました。

それでは、議案第41号及び議案第42号、追加議案第43号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、議案第41号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声ですので、議案第41号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、議案第42号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声ですので、議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、どちらも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第43号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご 異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声ですので、追加議案第43号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。1枚めくっていただいて、令和3年10月の地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数29件、田、236,604㎡、畑、263㎡、面積合計で236,867㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数5件、田、40,071㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数3件、田、18,568㎡です。農地異動の合計は、件数37件、面積合計で295,506㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページから8ページの1号から37号となります。農地の所在、地

目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。 なお、申請案件1号から6号について、譲受人の経営面積が空欄となっておりますが、法人の所在地が加茂市のため、経営状況を加茂市農業委員会に照会し、借入地で7~クタール以上の経営面積となっていることを確認しております。このほか、中間管理権の移転が7件ありました。詳細につきましては10ページのとおりとなります。

続いて資料1、議案書4ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理について、 ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区2件でございます。転用内容につきましては、 分譲住宅敷地及び個人住宅建築敷地で面積は、それぞれ924㎡、173㎡の計1,097㎡です。

続きまして、議案書5ページから7ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区8件、月潟地区1件の計9件でございます。内訳は、賃借人の変更等による解約です。続きまして、議案書8ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区5件、味方地区1件、月潟地区1件の計7件でございます。この農地法第3条の3の届出は、相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。以上で、報告を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議 長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(特になし)

議 長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案、及び報告事項については終了いたします。 以上で10月定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

## 議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平一

署名委員 伊藤隆

署名委員 髙橋 潤一